

令和 8 年度沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金 (ステージ 1 & 2) の公募に係るQA (4 月 7 日時点)

No	公募種別	質問	回答
1	共通	様式 5 について：プロジェクトリーダーと主要研究員の違いは何か。プロジェクトリーダーと主要研究員が同じ場合は、様式 4 と 5 は同じでよいとの理解でよいか。それとも共同体の代表者の情報も含める形で記載するか。	公募要領 5 ページにお示しのとおり、プロジェクトリーダーとは、当該研究テーマにおける研究計画の策定、進行管理、成果のとりまとめを統括し、研究の遂行に関する最終的な責任を負うものとなり、本公募においてプロジェクトリーダーを置くことは必須となります。 一方、主要研究員はプロジェクトリーダー以外で当該研究テーマに携わる主な研究員となります。プロジェクトリーダー以外に当該研究テーマに携わるものがおらず、プロジェクトリーダーと主要研究者が同一である場合は、様式 4 と 5 は同じものをご提出ください。 なお、共同体で応募する場合、共同体の代表者や研究員が、当該研究テーマに携わる場合、主要研究員として様式 5 をご提出ください。
2	共通	様式 6 について：産総研は大学等か？ 産総研は「大学等以外の公的機関」に該当するので、様式 3 の経費概算書にはそのシートに産総研の情報を記入するつもりだが、様式 6 の下にある注意書きに「大学等以外の公的機関」の言及がない。	産総研は国立研究開発法人であるため、公募要領 8 ページにお示しのとおり、「大学等公的機関」に該当します。 様式 6 において、意図している大学等とは、様式 3 と同様に大学、高等専門学校、大学共同利用機関となり、産総研は大学等に該当しないため、財務状況についてご記入ください。 また、様式 3 においては、ご認識のとおり「大学等以外の公的機関」のシートに記載してください。
3	共通	共同体協定書について：共同体協定書の最後のページにある構成員の捺印は必要か？ 電子印でも可能か？	公印が可能であれば押印お願いします。 ただ、公印が無い場合はドキュサインで受付いたします。 押印が締め切りまでに間に合わない場合は、いったん共同体の代表機関の押印のみの協定書で受け付けますので、審査開始（5 月下旬）までの間に構成員が押印した協定書に差し替えることで対応してください。
4	共通	提出書類の添付資料：募集要項 18 ページにある、「添付資料」ですが、共同体に企業が入っている場合は、提出する必要があるか。	共同体に企業が入っている場合、当該企業に関する添付資料をご提出いただく必要がございます。

No	公募種別	質問	回答
5	共通	開業医の先生や民間病院の先生の中では、協力いただけるかも知れない方がるが、そのような先生方に提案するプロジェクトに関する打ち合わせや出張などについて、2/10を負担を強いることが難しい状況である。申請書の中に、開業医の先生方を入れて、その先生方にはOISTから必要な経費（打ち合わせ費用、出張旅費、謝金など）を全額支給することは可能か。	OISTから補助金の対象外となる部分を共同体となる開業医や民間病院の先生方へ2/10の裏負担分支払うことは可能ですが、同裏負担分については、補助金の対象外となります。
6	共通	募集期限が4/24(金)17:00となっていますが、必着となるか。それとも、消印有効か。また、共同体の場合、副本1通を提出します「共同体協定書」について、県外企業と共同体を形成する場合、押印版を4/24(金)17:00までに提出することが難しいと想定される。共同体にて提案する場合は、「共同体協定書」のみ押印無しで暫定提出し、4/24(金)17:00以降に押印版の副本を差替提出することは可能か。	必着となります。 押印が締め切りまでに間に合わない場合は、いったん共同体の代表機関の押印のみの協定書で受け付けますので、審査開始（5月下旬）までの間に構成員が押印した協定書に差し替えることで対応してください。なお、共同体協定書については法的拘束力の高い電子署名であれば電子印でも可能です。
7	共通	要領には補助金上限額25,000千円とあるが、この金額に間接経費30%は含まれているか？それとも補助金とは直接経費のことで、補助金額の30%を別枠として間接経費として申請出来るということか？	補助金上限額25,000千円には間接経費も含まれます。
8	共通	(3)補助期間について →交付決定日から令和9年2月26日までということですが、期間内に支払まで完了する必要があるか？	期間内に支払まで完了する必要があります。 また、補助金の確定検査時に領収書や銀行振込票などの支払いをしたことがわかる帳簿類を整えておく必要があります。
9	共通	p11 6. (2)人件費について 「人件費は、補助事業に直接従事した時間のみが対象となります。」 →月給制職員を補助事業に従事させる場合、勤務実績に基づく時間按分計上を行う理解で良いか。 その際有給休暇取得日は従事時間に含めない整理となるか？	勤務実績に基づく時間を按分して計上する理解で構いません。その際、有給休暇取得日は従事時間に含めません。
10	共通	・p15 6. (5) 間接経費について 「*間接経費を計上する場合は、事業者ごとに毎年度の間接経費の執行実績報告書を作成し、翌年6月30日までに提出する必要があります。」 →執行実績報告書の様式はございますか？ 任意様式の場合、記載すべき項目をご教示ください。	間接経費の執行実績報告書については、任意様式となっています。記載すべき項目については、府省共通研究開発管理システムe-radの間接経費執行実績報告に準じ、以下の項目を記載してください。 1. 間接経費の経理に関する報告 ・間接経費に計上した経費の項目 2. 間接経費の使用結果に関する報告 ・被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果何に役立ったのか。 ・間接経費の使用方針について ・間接経費の使用について ・間接経費の種子及び使途に係る説明について ※e-radの間接経費執行実績報告の記載方法については、以下のURLをご参照ください。 https://www.e-rad.go.jp/manual/02-08_202503.pdf

No	公募種別	質問	回答
11	共通	1. 代表機関について 代表機関については、県内研究機関に限らない（要綱p. 6）とある。 本件JVについても、代表機関はスタートアップ企業側が担うことを想定しているますが、日本法人の設立が8月予定であるため、それまでの間、個人または個人事業主として代表機関となることは可能か。	申請の際は、現在の法人代表者で構いません。申請には、日本法人の設立を予定している旨を記載してください。
12	共通	2. 人件費について 人件費の費用科目（p. 11）に「補助員雇用費」とありますが、事業執行に係る会計処理や補助事務処理を行う人員についても、本費目として計上可能という理解でよいか。	その理解で構いません。
13	共通	3. JV協定書の署名方法について JVの副本を県へ提出する必要があると認識しているが、本学では公印による押印に加え、ドキュサイン（契約書や書類にオンラインで署名できる電子署名サービス）も法的拘束力を有するものとして取り扱っている。 沖縄県においては、ドキュサインによるJV協定書でも問題ないか（公印による押印が必須ではないという理解でよいか）。	公印が可能であれば押印をお願いします。 ただ、公印が無い場合はドキュサインで受付いたします。 押印が締め切りまでに間に合わない場合は、いったん共同体の代表機関の押印のみの協定書で受け付けますので、審査開始（5月下旬）までの間に構成員が押印した協定書に差し替えることで対応してください。
14	共通	琉球大学と企業の共同体で応募を考えているが、管理法人は必要か。	管理法人は必須ではありません。 なお、大学と企業の共同体で応募する場合、構成員間で協定書を締結するとともに、代表機関を置く必要があります。代表機関とは、共同体を代表して沖縄県への交付申請等の事務手続き及び研究費の受領・配分を担う機関となります。詳細は公募要領5ページをご覧ください。
15	共通	大学と企業の共同体の場合、補助率はどのようになるのか。大学実施の部分は10/10で、企業実施の部分は8/10となるのか。	お見込みのとおり大学実施の部分は10/10で、企業実施の部分は8/10となります。
16	共通	共同体の構成員である企業に委託費として支払いを行うことは可能か。	共同体の構成員である場合、当該調査研究に必要な経費は、委託費ではなく、人件費や直接経費などとして構成員が直接執行する経費として計上してください。

No	公募種別	質問	回答
17	共通	(共同体協定書について) ・質問1 第8条に「本共同体の代表者名義により設けられた別口座預金口座によって取引するものとする。」とあるが、大学が通常使用している共通の口座とは別にこの共同体のために口座を用意する必要があるのか？なお、他の補助金、受託研究等は大学が通常使用している共通の口座を使用しているが、当然PJとして予算管理されており、資金についても適切に管理されている。	ホームページ上に掲載されている共同体協定書のひな型はあくまでも例示であるため、必ずしも別の口座を新たに作成していただく必要はございません。
18	共通	・質問2 もしこの共同体のために口座を用意する必要があるとして、口座名義は共同体代表者（「なんとか共同体代表喜納育江」？）にする必要があるのか、共同体代表者である「琉球大学学長喜納育江」でいいのか？	No17. 質問1で回答済み
19	共通	・質問3 共同体による提案の場合、構成員間で協定書を締結するとともに、代表機関を置くものとする。（公募要領p5） 提出書類【申請書類】（公募要領p18）⑧共同体協定書（ひな型）（参考）＊共同体の場合のみ とあるが、申請時点で⑧共同体協定書の参画機関押印済原本の提出が必要か。 参画を検討する機関に県外大学等が含まれる場合、押印済み原本を郵送でやりとりすると、今回の短い応募期間に間に合わない可能性が高い。 （電子押印や電子署名に対応していない機関も多いため） 押印前の参画機関で合意した共同体協定書案の提出は可能か。	公印が可能であれば押印をお願いします。 ただ、公印が無い場合はドキュサインで受付いたします。 押印が締め切りまでに間に合わない場合は、いったん共同体の代表機関の押印のみの協定書で受け付けますので、審査開始（5月下旬）までの間に構成員が押印した協定書に差し替えることで対応してください。
20	共通	・質問4（様式2）について 3 事業実施体制 (1)研究責任者（プロジェクトリーダー）と事業責任者は同一と考えて良いか。 (2)事業管理者 業務管理責任者と経理責任者の役割の違いについてご教示願います。 本学の場合だと、業務管理責任者＝提案した研究開発の中心となる研究者の所属部局長（もしくは所属部局事務の長） との理解でよいか。	(1) 同一の理解で構いません。 (2)業務管理責任者は、補助金の申請や実績報告などの事務手続きの責任者となり、経理責任者は備品の購入や帳簿の整理などの本事業における経理の責任者となります。
21	共通	・質問5 間接経費について 大学等については、事業の実施に伴い、管理等に必要な経費として、直接経費の合計の30%を 上限に計上できると理解しておりますが、ステージごとの補助金上限額内で直接経費+間接経費の金額を算定する必要がありますか？ もしくは補助金上限額＝直接経費と捉えてよいでしょうか？ （科研費形式（直接経費を全て計上した後で、30%分を上乗せする） または 総額固定方式（直接経費+間接経費の合計が上限額）のいずれかで計算したら良いでしょうか？）	お見込みのとおり、大学等については、事業の実施に伴い管理等に必要な経費として、直接経費の合計の30%を上限に計上できますが、ステージごと（応募事業ごと）の補助金上限額内で直接経費+間接経費の金額を算定する必要があります。総額固定方式（直接経費+間接経費の合計が上限額）で計算してください。

No	公募種別	質問	回答
22	共通	様式2ページ3以降の〔本文〕に研究背景やこれまでの研究過程を書くとなれり分量が必要になりますが、ページ数の制限や目安などはあるか。	ページ数の制限や目安は特設設けておりませんが、審査委員会での審査が円滑に行われるよう内容や分量について調整してください。
23	共通	申請の代表者が、同補助金の別の事業において研究費の支給を伴う共同体の構成員になることは可能か。 それとも、研究費の支給を伴わない研究協力者の形が良いか。	別の事業との関係性によります。研究費の用途が重複するなど公募要領26ページに定める「不合理な重複」が認められた場合は、不採択になることがございます。
24	共通	同一の申請者（PI）が、異なる研究テーマで複数件の申請を行うことは制度上可能でか。	異なる研究テーマであれば、同一の申請者が複数件の申請を行うことが可能です。 なお、研究費の用途が重複するなど公募要領P26に定める「不合理な重複」が認められた場合は、不採択になることがございます。